

広島県森林作業道 実施基準

第1章 総 則

第1節 目 的

この基準は「広島県森林作業道作設指針」を補完するものであり、広島県林業関係事業（国補分）補助金等交付要綱（昭和48年12月25日制定以下「要綱」という。）の「別表」に掲げる造林事業又は林業・木材産業等競争力強化対策事業により実施する森林作業道の適正なる施工を確保するため必要な事項を定めるものとする。

第2節 基 本 方 針

1 森林作業道の意義及び目的

利用可能な状況となった本県の豊富な人工林資源を背景に県産材の安定供給が急務となっている。そのため間伐をはじめとする森林施業や木材の集材・搬出に不可欠であり、繰り返しの使用に耐える丈夫で簡易な路網の整備が強く求められている。

このため、本県人工林の所有形態、森林管理の実行形態にあわせ、大半を占める小規模な森林所有形態を集約化することにより、効率的な路網計画の策定、高性能林業機械の導入を図り、生産性の向上及び生産コストの低減を目指す。

2 計画の条件

- (1) 林道及び林業専用道で対応できない箇所。
- (2) 森林作業道の計画実施にあたっては、地形・傾斜、土質等を十分考慮することはもちろん、森林資源を正確に把握する必要がある。
- (3) 森林作業道の本旨に則り、作設コストの低減を図り、車両の安全な通行や作業を確保しうる最小限度の範囲にとどめる。原則として、恒久的構造物（鋼橋、コンクリート擁壁、ブロック積工等）は施工しないものとするが、施工の簡易性のみを追及することなく、安全の確保の観点や地形・地質、土質、幅員等から判断し、必要最小限の箇所に計画する。

3 実施の条件

- (1) 地すべり破碎帯、崩壊地は避け、溪流沿いの通過や地盤の軟弱な箇所もなるべく避けなければならない。
- (2) 周辺地域の保全対象に直接著しい被害を与える危険性のある区域は避ける。
- (3) 切土、盛土量は極力抑制しなければならない。また、法面が流失崩壊等の恐れのある危険箇所は避ける。

- (4) 排水施設は、洪水時の水量を適切に処理できるものとする。
- (5) 管理者は、適正な管理方法等を定め、施設の保全と通行の安全を確保する。
- (6) 森林作業道の開設により、間伐をはじめとする森林施業や木材の集材・搬出が計画的に行われなければならない。
- (7) 森林作業道作設指針別紙 1 を準用し、森林作業道チェックリストを作成しなければならない。

第2章 設 計

第1節 構 造

1 対象車両

林業機械及び2トン積程度のトラックとする。

林業機械とは、ハーベスタ、プロセッサ、グラブプル、フォワーダ、スイングヤーダ、タワーヤーダ等をいう。

2 幅員

全幅員 3.0 メートルを基本とする。

ただし、林業機械を用いた作業の安全性や作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、必要最小限の余裕を付加することができる。付加する幅は 0.5 メートル程度とし、必要最小限の延長に限り全幅員 4.0 メートルまで可能とする。

なお、急傾斜地でやむを得ない場合は、必要最小限の延長に限り全幅員 2.5 メートルとすることができる。

3 縦断勾配

概ね 10 度（18 パーセント）以下を基本とする。

ただし、やむを得ない場合は、次の項目を全て満たすものに限り、概ね 14 度（25 パーセント）を上限として作設できるものとする。

- (1) 林業機械のみを対象とした路線であること
- (2) 十分な排水施設を設置すること
- (3) 直線区間に限定し、必要最小限の延長であること
- (4) 急激な勾配変化点を設けないこと

4 曲線部

曲線部は、縦断勾配を抑えて拡幅量を十分に取り、走行の安全が確保できるようにすること。

また、曲線部の外側に片勾配を設けると滑動又は転落の恐れがあるため注意すること。

5 曲線部の拡幅

必要に応じて拡幅を確保する。スイッチバックは、原則、設けない。

なお、2トン積程度のトラックが走行する区間の拡幅については、次表を参考とする。

2トン積程度 のトラック	曲線半径 (m)	MC (m)	EC・BC (m)
	6以上～9未満	1.00	0.90
	9以上～13未満	0.75	0.65
	13以上～25未満	0.50	0.43
	25以上～50未満	0.25	0.22

6 待避所及び車廻し

必要に応じて設置するものとする。

2トン積程度のトラックが走行する区間は、次表の規格を参考とする。

待 避 所 標 準 規 格					
全幅員	間 隔	待 避 所 幅 員	有 効 長	取付長	最小取付長
3.0m	300m以内	5.0m以上	10.0m以上	10.0m	4.0m

車廻し標準規格 (単独設置の場合)			
全幅員	車廻し幅員	有効長	取付長
3.0m	10.0m	10.0m	10.0m

7 路盤

2トン積程度のトラックが走行する区間において、粘土質の赤土や黒ボク土等の滑りやすい土質の箇所は、敷砂利やコンクリート路面工を検討する。施工厚は10センチメートル程度を標準とし、路床条件、気象条件、交通条件等により判断する。

なお、コンクリート路面工を施工する場合は、必要最小限の延長とし、路盤を整地した上で施工の切れ目に雨水が流れることにより土砂が侵食されないよう、丸太を使用した開きょやゴム板等を利用した横断排水施設を検討するとともに、箒掃きを行う等の滑り止めの工夫を施すこと。

8 切土

切土法面勾配は、礫質等の崩れにくいと判断される土質で切土高が1.2メートル程度以内の場合は、直切りによる施工を検討する。また、マサ土等の崩れやすい土質で切土高が1メートルでも崩れる恐れがある場合は、土砂6分、岩石3分を標準とし、隣接する施設の状況等により判断する。

また、切土高は1.5メートル以下に抑えることとし、森林施業が困難となる高い切土を連続させない。

法面整理は、浮石、かぶりを取除き不陸修正してなだらかにする程度とする。

9 盛土

盛土は、堅固な路体をつくるため、地山の表土を取除き、盛土基礎を水平とする段切りを行う。

締固めは、路体全体を概ね 30 センチメートル程度の層ごとに十分に行い、路体全体としての強度を得る。

盛土法面勾配は、1 割 2 分を標準とし、法面は荒仕上げとする。

10 排水施設

縦断勾配を緩やかな波状にする等の分散排水を基本とし、必要に応じて簡易な排水施設を設置する。

このほか、次の点に留意する。

- (1) 排水施設は、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり等を考慮して、適切な間隔で設置する。
- (2) 排水溝を設置する場合は、維持管理を考慮し、原則として開きよとする。
- (3) 丸太を利用した開きよやゴム板を利用した横断排水施設を設置する場合は、走行車両の重量や足回りを考慮する。
- (4) 横断排水施設の排水先には、路体の損壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置したり、植生マットで覆う等の処理を行う。
- (5) 水平区間等車両の通行や作業に危険のない場所で横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工や植生マット等で盛土のり面の保護措置をとる。
- (6) 湧水がある場合は、排水溝等によりその場で処理することを原則とし、谷筋や洗越しまでの短区間の導水に限り、側溝による排水処理も出来るものとする。
- (7) 小溪流の横断には、原則として暗きよではなく洗越しを設置する。洗越しを施工する場合は、岩石や丸太を活用し、必要に応じてコンクリートを用いる。なお、丸太等を使用した場合、将来に維持管理費の発生が見込まれることを十分に検討した上で施工する。
洗越しは、路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにする。
通水面は、水が薄く流れるように設計し、1 か所に流水が集中し流速が高まらないようにすることにより、洗越しの侵食を防止する。
- (8) 洗越しの上流部・下流部に流速を抑えるための水溜を設けるダム工は、渦や落差による侵食を引き起こす恐れがないように留意しながら、現場の状況、施工地の降雨量や降雨特性を勘案の上、設置する。

11 構造物等

森林作業道は土構造を基本とするが、安全の確保の観点や地形・地質、土質、幅員等の制約から構造物等を設置する必要がある場合は、丸太組工、ふとんかご等の簡易構造物、コンクリート構造物、鋼製構造物等の中から、利用の頻度やコスト及び耐用年数を考慮して選定する。

丸太組工等の簡易な構造物を設置する場合は、作業や走行の安全性や維持管理の容易性を確保するために施工高を 1 メートル程度に抑える。

12 丸太組工

丸太組工は、丸太組により路体支持力を維持するものであり、現地資材を有効に活用する。

この工法を採択する場合には、作設時の強固な締固めが必要なことに加え、路体支持力を維持していくため、丸太が腐朽した場合には、丸太を補強したり砂利を補給する等、丸太の腐朽を補う維持管理が重要である。

なお、林地の傾斜や、通行する車両の重量や交通量に応じて、丸太組工に代わるものとしてふとんかご等の設置も検討する必要がある。

13 表土、根株を用いる盛土法面保護工

根株やはぎ取り表土を盛土法面保護を目的として利用する場合には、土質、根株の大きさや支持根の伸び、萌芽更新の容易性等を吟味して判断する必要がある。

この工法を採択する場合は、集材方法を考慮し、路肩上部の根株が集材・運材作業の支障とならないように留意することが求められる。

なお、根株やはぎ取り表土は、路体構造として車両の荷重を支えるものではなく、あくまで土羽工の一部と位置付けられるものである。これについて工法本来の趣旨を誤解、逸脱した施工事例が多く見られることから注意が必要である。

また、根株や枝条等の林地残材を盛土路体に完全に埋没して路体を構築することは、盛土崩壊を引き起こしたり、路体支持力を損なう恐れがあるため行わない。

14 残土処理

原則として、片切片盛とすることにより、残土を発生させない。

やむを得ず残土が発生する場合は、路盤に少量ずつの敷均し施工や作業土場の盛土部分に利用する等により処理するとともに、土砂の流出防止を図るための必要な措置を講ずること。

15 伐開

立木の伐開は、施業地の地形・地質、位置、土質等を考慮し、幅員に応じた必要最小限の幅とし、次の点に留意する。

(1) 施業地の斜面の方向や地域の気象条件を考慮し、伐開幅を決定する。

伐開の幅を広くすると、路面の乾燥を促すものの、雑草の繁茂を招き除草作業を行う必要が生じ、林分全体の材積も減ることになる。また、風害や乾燥害を招くおそれがある。一方、狭くすると、路面の乾燥は遅くなるが、樹冠が短期間にうっ閉し、雑草の繁茂と除草作業の頻度を抑止できる。

(2) 伐開の幅は、施業地の土質を考慮して決定する。

粘着性の高い土質の箇所は、切土高が低い場合は狭くすることができる。崖すいやマサ土等粘着性の低い土質の箇所では、切取り法面が崩れやすく、法頭に立木があると風で揺れて崩れる原因となるため、その分伐開幅を広くする必要がある。

(3) 路線沿いの立木は路肩部分の保護、車両の転落に対する走行上の安心感を与える効果もあるため積極的に残す。

- (4) 林縁木の下枝から滴下する雨滴により路面やのり面の侵食が起きることを考慮する。
- (5) 支障木の販売収益を得るため、伐開の幅を必要以上に広くとる例が見受けられるが、上記(1)(3)の理由により行わない。

16 起点制札・標柱

特定の林業者等が森林施業専用に利用する施設であるため、森林作業道起点の適当な箇所に、森林作業道である旨を表示した制札又は標柱の設置に努める。

また、管理者はゲートの設置・施錠等により、必要に応じて一般車両の進入を禁止する等、適正に管理するよう努める。

17 その他

この基準により難しいものについては、県の林務担当課と協議すること。

第2節 調査、測量、設計等

1 予備調査

- (1) 縮尺1/5,000～1/50,000の地形図、空中写真、森林計画図で、地形、林況、保安林の有無及び種類、森林施業実施箇所等を検討し、路線の起点、終点、及び主要な通過点の計画線、延長等を把握した上で、効率的な路網配置か否かを検討する。
- (2) 森林の所有界、所有者を調査し、森林作業道敷等の用地問題等を検討し、書面等により関係者の承諾を得る。
- (3) 保安林、自然公園、河川法等の法令に基づく制限地内にかかる場合は、事前に関係機関と十分協議を行うとともに、各種制限の主旨を損なわないよう検討する。

2 踏査

予備調査に基づいて、次の項目を現地で踏査し、最も適切な線形を採用するものとする。

- (1) 崩壊等災害発生の危険はないか。
- (2) 地形、地質的に実施可能か。
- (3) 施業上必要な地点を通っているか。
- (4) 低コストで作設できるか。
- (5) 車両の通行や作業上、安全な縦断勾配か。

3 測量

森林作業道を管理するための図面作成に必要な測量について、次のとおり実施する。

(1) 中心線測量

ア ハンドレベル又はポケットコンパスを用いて、縦断勾配を現地に決定する。

- イ 起点より 20 メートル程度の間隔で中心線に測点を設ける。
- ウ 路線の方位 (DA) を測定し、折線の箇所は内角 (180 度-IA) を算出して、現地に曲線を設定する。
- エ 曲線の設定は、曲線始点 (BC)、曲線中点 (MC)、曲線終点 (EC) を設ける。
ただし、内角 160 度以上の箇所は曲線設定を省略することができる。
- オ ウ及びエについては、林業機械のみが走行する路線においては省略できる。

(2) 横断測量

- ア 横断傾斜は、ポール、ハンドレベルを用いて測定する。

イ 調査事項

- (ア) 土質区分、切土、盛土高
- (イ) 渓谷位置、排水施設の大きさ
- (ウ) 側溝、横断溝の必要箇所
- (エ) 敷砂利等の必要箇所
- (オ) その他構造物 (丸太組工等)

(3) 縦断測量

通常の切土高、盛土高の測定はレベル、又はハンドレベルによって決定した勾配線と中心線との高低差による。

4 設計書の作成

- (1) 設計図に添付する図面は、次のとおりとする。

ア 位置図

縮尺が 1/5,000 の地形図に路線位置等必要事項を記入する。

イ 平面図

1/500~1/2,000 程度の縮尺で作成し、路線 (単線の実線)、測点及び測点番号、工作物、待避所、車廻し、暗きよ等必要事項を記入する。

ウ 縦断面図

縦断測量をレベルにより行った場合は縦断面図を作成し、縮尺は横 1/1,000、縦 1/200 を標準とする。

なお、林業機械のみが走行する区間においては省略できる。

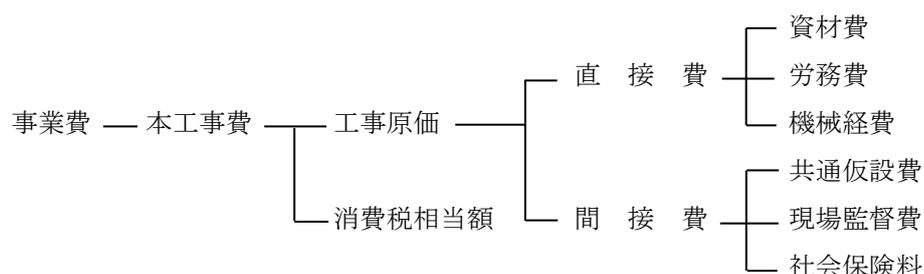
エ 横断面図

横断測量を行った場合は、縮尺 1/100 を標準として横断面図を作成し、切土高、盛土高、その断面積、法長及び法勾配等を記入する。

オ 定規図・構造図

必要に応じて適宜作成すること。

(2) 事業費の構成は次による。



注) 消費税相当額については、「広島県森林作業道実施基準の運用」に記載の「消費税相当額適用区分表」により該当する場合のみ計上。

(3) 事業費の構成の内容及び積算の方法は、次のとおりとする。

なお、森林環境保全直接支援事業により実施する場合は、土工部分の積算は標準単価を適用する。

ア 本工事費

(ア) 資材費

工事の施工に直接必要な資材費、燃料費、工事中消耗品費並びにこれらの運賃、荷造費等に要する費用とし、積上げ計算によるものとする。

(イ) 労務費

工事の施工に直接必要な労務者に対する賃金とし、積上げ計算によるものとする。

(ウ) 機械経費

工事の施工に直接必要な機械の使用に要する経費（資材費及び労務費を除く。）とし、その算定は、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」（平成 11 年 4 月 11 日付け 11 林野計第 134 号）に基づいて行うものとする。

(エ) 共通仮設費

運搬費、準備費、安全費、役務費、営繕費、測量設計費とし、率計算による額とする。

(オ) 現場監督費

労務管理費、安全訓練等費、租税公課、損害保険料、現場従業員給与手当、現場従業員退職金、福利厚生費、事務用品費、通信交通費とし、率計算による額とする。

(カ) 社会保険料

労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、退職金共済（林退共、中退共、建退共）の加入状況に応じて、率計算による額とする。

(キ) 消費税相当額

消費税相当額は、別紙「消費税相当額適用区分表」により該当する場合とし、工事価格に消費税の率を乗じて得た額とする。

イ 設計要領

各工種の歩掛り等は、「森林作業道実施基準の運用」に定めるところによる。これに定めのないものは、林道の規定を準用する。

(4) 設計書の構成は次のとおりとする。

ア 森林作業道設計書（表紙）	第1号様式
イ 設計総括表	第2号様式
ウ 工種内訳表	第3号様式
エ 明細表	第4号様式
オ 単価表	第5号様式
カ 切土・盛土数量計算表	第6号様式
キ 盛土流用計画表	第7号様式
ク 残土処理計画表	第8号様式
ケ 路面工・土羽工・法面工数量計算表	第9号様式
コ 側溝数量計算表	第10号様式
サ 数量計算表	第11号様式

5 写真管理

写真管理は次のとおりとする。

(1) 着工前、完成

本線と各支線それぞれで、起点終点及び概ね 200 メートルに 1 箇所とし、少なくとも 3 箇所以上とすること。

なお、完成時の撮影においては測点杭を含めることとし、測点杭の情報が判別できるようにすること。

(2) 幅員

本線と各支線それぞれで、起点終点及び概ね 200 メートルに 1 箇所とし、少なくとも 3 箇所以上とすること。

なお、撮影においては測点杭を含めることとし、測点杭の情報が判別できるようにすること。

(3) 傾斜

本線と各支線それぞれで、起点終点及び概ね 200 メートルに 1 箇所とし、少なくとも 3 箇所以上とすること。

なお、撮影にあたっては、ポール横断等により、地山傾斜が確認できるようにすること。

(4) 成立本数

標準地を設置し、本数が判る表示を入れて撮影する。標準地箇所は、起点終点付近を含め 3 箇所以上とし、標準地間の距離は 1,000 メートル以内とすること。

なお、森林環境保全直接支援事業により実施する場合において、複数の単価を適用する場合は、各単価の適用区間ごとに上記基準に基づき管理すること。

(5) 機械施工及び切盛状況

切土及び盛土の機械施工状況写真、使用機械（規格等が判るもの）。

(6) 構造物

構造物完成写真（延長、施工幅等）、埋没部分については施工状況写真。

第3章 検 査

1 趣旨

補助事業により実施する森林作業道にかかる補助金の額の確定検査は、各事業の要領等の規定によるほか、次のとおりとする。

2 検査路線数

- (1) 書類検査については、全ての路線とする。
- (2) 現地検査については、申請ごとに、申請にかかる路線数（同一事業地内であれば支線も含めて1路線とする）の2割以上かつ申請にかかる路線の総延長の概ね2割以上に相当する路線数を、無作為に抽出した路線とする。

3 書類検査

書類検査は、申請書（造林事業以外の場合は実績報告書）及び関係書類により、次の内容について確認を行う。

- (1) 申請書及び関係書類等により採択要件や作設指針等に合致しているかを確認
- (2) 工事写真（第2章第2節の5により管理されたもの）により施工状況や出来形を確認
- (3) 標準経費算定表（造林事業以外の場合は出来形（精算）設計書等）及び出来形図等により補助金額の算定内容を確認

4 現地検査

現地検査の内容、検査箇所数、合格基準等は次表のとおりとする。

区分	検査内容	検査箇所数	合格基準
延長	任意の2測点間の距離を測定し、出来形図との整合を確認	施工延長 300メートルあたり1箇所以上 ※1路線につき最少3箇所以上 ※延長 1,500メートルを超える路線は6箇所以上 (別表を参照)	設計値の-0.2メートル以内 ただし、検査箇所の合計は設計値以上
縦断勾配	2トン積程度のトラックが走行する区間において、任意の2測点間の傾斜角、又は高低差及び距離を測定し、出来形図との整合を確認	1路線につき3箇所以上	設計値の±2度以内
幅員	任意の測点の全幅員を測定し、出来形図（標準断面図）との整合を確認	1路線につき3箇所以上	設計値の-0.1メートル以内

地山傾斜	任意の測点の地山傾斜を測定し、出来形図（標準断面図）又は設計内容との整合を確認	1 路線につき 3 箇所以上 ※複数の傾斜区分を適用している場合は、区分ごとに 1 箇所以上 ※事業主体において測量野帳や写真等により管理が行われ、書類検査において確認を行う場合は、1 路線につき 1 箇所以上	設計値の±2 度以内、又は傾斜区分の範囲内
立木疎密度	伐開又は除根経費を計上している場合、任意の測点付近の立木疎密度を本数検査法により計測し、設計内容との整合を確認	1 路線につき 3 箇所以上 ※複数の疎密度区分を適用している場合は、区分ごとに 1 箇所以上 ※事業主体において調査野帳や写真等により管理が行われ、書類検査において確認を行う場合は、1 路線につき 1 箇所以上	疎密度区分の範囲内
簡易構造物	丸太組工、ふとんカゴ、丸太横断溝等の簡易構造物について、規格、数量、仕上り状況を確認	工種ごとに 1 箇所以上 ※施工数量が多い工種については適宜箇所数を増やすこと ※仕上り状況は適宜	規格・数量は設計値以上
恒久的構造物	コンクリート構造物、鋼製構造物等の恒久的構造物について、農林漁業土木工事検査基準に準じて確認	農林漁業土木工事検査基準に準じる	同左
その他	作設指針等の規定との適合等、その他検査員が必要と認めるものについて確認	適宜	—

別表（延長の検査箇所数）

施工延長	900m 以下	900m 超～ 1,200m 以下	1,200m 超～ 1,500m 以下	1,500m 超～
検査箇所数	3 箇所以上	4 箇所以上	5 箇所以上	6 箇所以上

第 4 章 管 理

- 1 管理者は、地方公共団体、森林組合等の長、又は受益の代表者とする。
- 2 管理者は、管理方法を定めて施設の維持と交通の安全に努めること。
- 3 管理者は、維持管理と当該林地保全のため、崩壊の原因となりうる雨水の滞留を防止し、路面を乾燥状態へ導くため、施業完了後に路面の凹凸がないよう整地する。
また、森林作業道からの土砂の流失、崩壊等による災害の未然防止や周辺地域の環境の保全に努める。
- 4 管理者は、交通の安全を確保するために必要があるときは、法令に定める手続に従って、次の処置をとること。
 - (1) 使用者、又は乗員積載量の制限
 - (2) ゲートの設置・施錠等による車両の通行の制限又は禁止
 - (3) その他構造の保全、又は通行の危険防止のため必要な事項
- 5 管理者は、第 12 号様式及び第 13 号様式による森林作業道台帳及び関係図面（位置図、平面図等）を整備し、森林作業道の維持管理に供するためその現況を明らかにすること。

第1号様式

年度	森 林 作 業 道 設 計 書																							
路 線 名				線																				
事 業 名				事 業																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;"> 事 業 主 体 </td> <td colspan="4" style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 工 事 施 工 箇 所 </td> <td style="width: 20%; padding: 5px; text-align: center;"> 郡 市 </td> <td colspan="3" style="padding: 5px; text-align: center;"> 町 大 字 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 審 査 者 職 氏 名 </td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="width: 10%; padding: 5px;"></td> <td colspan="2" style="padding: 5px; text-align: center;"> 印 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 設 計 者 職 氏 名 </td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> <td colspan="2" style="padding: 5px; text-align: center;"> 印 </td> </tr> </table>					事 業 主 体					工 事 施 工 箇 所	郡 市	町 大 字			審 査 者 職 氏 名			印		設 計 者 職 氏 名			印	
事 業 主 体																								
工 事 施 工 箇 所	郡 市	町 大 字																						
審 査 者 職 氏 名			印																					
設 計 者 職 氏 名			印																					

第2号様式

設 計 総 括 表										
工 事 の 概 要	幅員		m	延長	m	区間 NO	～NO			
事 業 費	円									
適 用 単 価 条 件	傾斜	使用機械			m ³	チェーンソー伐倒				
施 工 方 法	直営		又は	請負						
施 工 期 間	年		月	～	年		月			
工 事 施 工 上 の 留 意 点										
利 用 区 域 の 森 林 状 況	面	スギ	ヒノキ	広葉樹	合計	蓄 積	スギ	ヒノキ	広葉樹	合計
	積	ha	ha	ha	ha		m ³	m ³	m ³	m ³

	年 度	延 長 m	単 価 円	事 業 費 千円	摘 要
全 体 計 画					
既 開 設					
当 年 度					
次 年 度 以 降					

工 種 内 訳 表

区 分		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
種 別	工 種					
土工			m			
細 計			m			
簡易構造物	構造物延長		m			
	丸太組工		m			
	丸太横断工		箇所			
	敷砂利		m ²			
	コンクリート路面工		m ²			
細 計						
直接費						
小 計						
間接費						
小 計						
計(工事価格)						
消費税相当額						
計(本工事費)						
m当たり単価						

第6号様式

切土盛土数量計算表

測点	距離 (m)	修正 距離 (m)	切土 (CAB)						上段=火薬併用				盛土 (BA) (上段)=路床、下段=路体				
			礫 質 土		体 積		断 面 積		NO 計	飛 散 岩	逸 砂	散 岩	盛土可能 流量 (m ³)	修正 距離 (m)	断面積 (m ²)	体 積 (m ³)	NO 計 (m ³)
			断面積 (m ²)	体 積 (m ³)	断面積 (m ²)	体 積 (m ³)	土 砂 (m ³)	岩 (m ³)									
									0.05								
																	計

(附則)

この実施基準は昭和 57 年度事業から適用する。

この実施基準は昭和 58 年度事業から適用する。

この実施基準は昭和 60 年度事業から適用する。

この実施基準は昭和 63 年度事業から適用する。

この実施基準は平成元年度事業から適用する。

この実施基準は平成 2 年度事業から適用する。

この実施基準は平成 17 年度事業から適用する。

この実施基準は平成 20 年度事業から適用する。

この実施基準は平成 21 年度事業から適用する。

この実施基準は平成 23 年度事業から適用する。

この実施基準は平成 28 年 11 月 7 日から施行する。ただし、第 2 章 第 1 節の 3 の規定について、平成 28 年度事業として着手済みのものについては、改正前の規定によることができるものとする。

この実施基準は令和 6 年度事業から適用する。

○ 作業道実施基準

沿革

昭和 50 年 7 月 29 日一部改正

昭和 57 年 6 月 25 日一部改正

昭和 58 年 5 月 26 日一部改正

昭和 60 年 2 月 25 日一部改正

昭和 63 年 5 月 24 日一部改正

平成 元年 5 月 27 日一部改正

平成 2 年 7 月 12 日一部改正

平成 16 年 11 月 1 日一部改正

平成 20 年 4 月 1 日一部改正

平成 21 年 4 月 1 日一部改正

平成 23 年 6 月 1 日一部改正

平成 28 年 11 月 7 日一部改正

令和 6 年 4 月 1 日一部改正